

令和6年5月31日

奈良県警備業協会 御中

総務省近畿総合通信局

電波法令遵守に関する周知について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、情報通信行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

当局ではより良い電波利用環境の確保に向けて不法無線局対策や違反無線局対策に鋭意取り組んでおります。

さて、近年、無線局に免許が必要な事を知らずに運用している無線局や、国内で使用できない外国製無線機が使用されている事例が見受けられます。

特に、インターネットで安価に購入できる外国製無線機の中には、国内では使用できない無線機が多くあり、知らずに使用すると他の無線局等に妨害を与える恐れがあるため問題となっております。

このため、当局では関係機関のご協力を得ながら、電波法令遵守に関する周知・啓発活動を行っています。

つきましては、無線機（トランシーバー）をご利用される場合は国内で使用してよい無線機か、加えて免許等の必要の有無について確認後に使用いただく点について、関係者に周知いただきますようお願い申し上げます。

敬具

お問い合わせ先
近畿総合通信局 監視課
TEL:06-6942-8528

そのトランシーバー 本当に使っていい？

購入・使用前にご確認を！！

①外国製無線機の購入には注意

インターネットで購入できる安価な外国製無線機は日本国内で使用できない物があります。使用すると電波法違反になる恐れがあります。

②技適マークの確認

総務省の技術基準適合証明（技適）は約二百種類※1あり、証明を受けた無線機には技適マークが付されています。特定小電力無線局に該当する無線機であれば免許等が不要で誰でも使用することが出来ますが、その他の無線機はほとんどすべてが免許・登録が必要になります。

※1 特定無線設備の種別数（令和6年4月現在）

③特定小電力トランシーバー

特定小電力無線局の無線電話用トランシーバーの出力は**0.01W※2**（ワット）が上限です。外国製無線機には【免許不要の無線機】を装い販売されている場合があるため、購入の際にはご注意ください。

※2 周波数間隔が6.25kHzのものを除く。



日本国内で使用できない外国製無線機のイメージ図

電波法違反（電波法第110条第1号 不法開設罪、第2号 不法運用罪）

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



総務省

本件の詳細についてはこちらまでお問い合わせください。

近畿総合通信局 電波監理部 監視課

電話：06-6942-8528

HOME	免許関係	電波利用料	電波環境	電波監視	周波数割当て	基準認証制度	その他
------	------	-------	------	------	--------	--------	-----

電波の利用ルールの豆知識

HOME > 電波監視 > 電波監視の業務内容 > 電波の利用ルール > 電波の利用ルールの豆知識

電波の利用ルールのポイントを分かり易く説明します

このページは、電波の利用ルールを分かり易く理解していただくために、ポイントになる点を紹介したものです。無線局の開設等の手続・検査は[こちら](#)をご覧ください。

技適マークは、技術基準に適合していることを確認したマークだよ。

ホームレピーターも免許を受けなければ使えないんだよ。

遠くまで届くの「微弱な電波」といっているものは、要注意だよ。

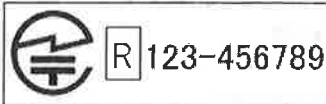
電波の利用ルール

電波の利用ルールの豆知識

技適マークのQ & A

(その1) ⑤技適マークは無線機器の安心マークです。
無線機器を購入するときは⑤技適マークを確認しましょう。

【技適マークの例】



技適マークは、電波法などの技術基準への適合性を確認した無線機器に表示するマークです。

技適マークが付いていればそのまま使用できる無線機器の例	技適マークに加えて、無線局の免許又は登録が必要な無線機器の例
・家庭やオフィスで使用するWi-Fi（無線LAN） ・Bluetoothの機器 ・コードレス電話 ・特定小電力トランシーバ ・ドローン（電波の強い業務用を除く）など	・携帯電話（※） ・携帯電話中継装置（ホームレピーターを含む） ・アマチュア無線 ・デジタル簡易無線 ・業務用トランシーバなど

（※）携帯電話は、電気通信事業者が無線局の免許を受けて販売しているので、利用者は販売店で手続をするだけで利用できます。

HOME

免許関係

電波利用料

電波環境

電波監視

周波数割当て

基準認証制度

その他

免許及び登録を要しない無線局

HOME > 免許関係 > 無線局開局の手続き・検査 > 免許及び登録を要しない無線局

無線局を開局するためには、総務大臣の免許又は登録が必要です。

しかし、発射する電波が極めて弱い無線局や、一定の条件の無線設備だけを使用し、無線局の目的、運用が特定されている無線局については、無線局の免許及び登録は要しないとされています。

これらの免許及び登録を要しない無線局は、次のとおりです。

要◆1 発射する電波が著しく微弱な無線局

発射する電波が著しく微弱な無線設備で、総務省令で定めるものをいいます。例えば、模型類の無線遠隔操縦を行うラジコン用発振器やワイヤレスマイクなどが該当します。

要◆2 市民ラジオの無線局

26.9MHzから27.2MHzまでの周波数帯の電波の中で、総務省令で定める電波の型式及び周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5W以下で、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する無線局

要◆3 小電力の特定の用途に使用する無線局

コードレス電話、小電力セキュリティシステム、小電力データ通信システム、デジタルコードレス電話、PHSの陸上移動局、狭域通信システム(DSRC)の陸上移動局、ワイヤレスカードシステム、特定小電力無線局等の特定の用途及び目的の無線局であり、次の条件をすべて満たすもの。

要◆(1) 空中線電力が1W以下であること。

要◆(2) 総務省令で定める電波の型式、周波数を使用すること。

要◆(3) 呼出符号または呼出信号を自動的に送信または受信する機能や混信防止機能を持ち、他の無線局の運用に妨害を与えないものであること。

要◆(4) 技術基準適合証明を受けた無線設備だけを使用するものであること。

無線局開局の手続き・検査

[無線局の免許手続き](#)[無線局の登録手続き](#)[免許及び登録を要しない無線局](#)[免許が与えられない場合](#)[登録を受けられない場合](#)[無線局の検査](#)[人工衛星局及び地球局の開
設手続き](#)

担当：総合通信基盤局電波部移動通信課